

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

東濃信用金庫(2次)

団体代表者 役職・氏名

理事長 加知 康之

法人番号

7200005008326

申請団体の住所

岐阜県多治見市本町二丁目5番地の1

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

岐阜県多治見市虎渓山町4丁目13番地の1

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割
東濃信用金庫	加知 康之	幹事団体
N P O法人可児市N P O協会	山口 由美子	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に 変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

欠格事由について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

3.コンソーシアムに関する誓約欄の内容につき、誓約します

4.事業情報の登録・事業県連書類の提出

事業名

社会的弱者のための居場所「心の拠り所」開設・運営事業

複数選択

【2024年度物価高騰及び子育て対応支援枠】

申請時入力不要

申請団体		資金分配団体	
資金分配団体	事業名（主）	社会的弱者のための居場所「心の拠り所」開設・運営事業	
	事業名（副）	居場所の運営・開設を通じて、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを目指す	
	団体名	東濃信用金庫・特定非営利活動法人可児市NPO協会	コンソーシアムの有無
実行団体団体	事業名（主）		
	事業名（副）		
	団体名		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
☐	①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	④ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④働くことが困難な人への支援
☐	⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	④ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	④ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連 ※実行団体入力項目

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的

168/200字

東濃信用金庫は「地元と共にあり、共に栄える」を経営理念とし、地域の課題解決に取り組み、笑顔あふれる未来を作ることを目指している。創業100年以上と歴史は古く、地域に根付いた金融機関である。

コンソーシアムを組むNPO法人可児市NPO協会は、人と人が出会い、交じり合う場、共創の始まりの場として機能を持つことを目的として事業を行っている。

(2)団体の概要・活動・業務

190/200字

東濃信用金庫は預金量1兆円規模の信用金庫で、金融業務以外にも、NPO法人等への伴走支援や、企業支援、人材育成、文化スポーツ振興、調査研究、産業振興等の事業を行っており、地域活性化の実現を目指している。

NPO法人可児市NPO協会は、2002年の開設以来地域に密着した活動を行い、自治会活動等の支援も行っている。

両者は互いに情報共有を図り、NPO法人等への支援を連携し行っている。

資金提供契約締結日と事業開始日が異なります。原則として日付を一致させてください。

II.事業概要

国外活動の有無

－

資金提供契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です

実施時期								
	(開始)	2024.10.1	(終了)	2026.3.31	対象地域	【岐阜県】多治見市・可児市・美濃加茂市・各務原市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市・可児郡・加茂郡 【愛知県】春日井市・小牧市・犬山市・尾張旭市・江南市・西春日井郡豊山町・岩倉市・長久手市・瀬戸市・北名古屋市・丹羽郡・名古屋市（東区・北区・守山区・千種区・名東区・中区・天白区・昭和区・西区）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし

事業対象者： （助成で見込む最終 受益者） ※資金分配団体入力 項目	（１）虐待を受けた子ども、貧困家庭の子ども、困難を抱える 子ども、ヤングケアラー、または居場所を見いだせない若者。 （２）孫子育て家庭、一人親家庭、障がい者、日常生活に困 難が生じている人たち。 （３）“まちの空洞化””シャッター街化”により衰退する地域コ ミュニティに関わる人。	事業対象者 人数 ※資金分配 団体入力項 目	2,520人 ※アウトプットの目標値を基に算出
事業概要 599/600字	社会的弱者を取巻く金銭的・精神的な問題解決のために、既存支援施設の充実や空き家・空き店舗を活用した新たな拠点づくりに取組 み、当地域の社会的弱者が安心・安全に暮らせるまちづくりと併せて、人口減少対策や地域コミュニティの活性化を目指す。 社会的弱者増加の背景として、物価高騰等による金銭的問題、コロナ禍が招いたコミュニケーション不足による孤立等の精神的問題が挙 げられる。 前述社会課題解決として既存支援施設の改修等による設備の充実や、地域コミュニティ内の空き家等を改修し新たに「心の拠り所」開 設、支援を行う。金銭的課題には子ども食堂開催等による生活水準維持の支援、精神的課題には悩みを共有できる仲間作りの場等を提供 する支援を行う。また、地域住民が常に行き来する地域のコミュニティ力も心のケアのために協力を促していく。 当地域において、特定の対象者に特化した支援施設はあるが、本事業では各拠点をネットワークで繋ぎ、多様な問題解決に取組める施設 として行政、NPO法人等と協働を進める。 支援を通じ、利用者の生活の下支えを行い社会進出に繋げ、自立した利用者が支援者として拠点を支える循環を作る等により、各拠点の 自走化を目標とする。 本事業により社会的弱者の生活環境の改善等の直接効果に加え、建物の老朽化防止、治安改善等間接効果が見込まれ、安心・安全に暮ら せるまちづくり及び地域コミュニティの活性化を目指す。		

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	744/800字
現在、生活の不安に直面している社会的弱者が増加している。2021年頃から始まった物価高騰等が主な要因であり、これにより岐阜県や他の地域で深刻な社会問題となっている。岐阜県が2023年度に発表した「岐阜県ひとり親家庭実態調査」によれば、平均年間就労収入においては、母子家庭は235万円、父子家庭は355万円と、岐阜県の平均年収440万円を大きく下回る状況である。これにより社会的弱者の生活不安が数値からも明確に推測される。 当金庫のエリア内で活動しているNPO団体からの報告によれば、一部の社会的弱者は子育て支援団体の支援を受けているものの、物価高騰等による生活費の増加等による生活不安、人口減少に加えコロナ禍が招いたコミュニケーション不足により周りに相談できず、孤立が深刻化しているため、金銭的・精神的な支援のニーズが顕在化、今後も社会的弱者増加の加速が懸念され、緊急性は高いといえる。 社会的弱者は、孤立化する傾向が見られるため、地域コミュニティの場としての役割を担う商店街等において、空き家・空き店舗等の活用により早期の支援対応が求められる。商店街には老若男女地域の様々な住民が集い、強みである"いつも誰かがいる"という特性を活かし、いつでも相談できる環境整備、拠点づくりの必要性が高まっている。 物価高騰の影響は依然として先行きが不透明であることから、金銭的・精神的な社会的弱者の増加に歯止めをかける必要があるため、早期にソフト、ハードの両面から解決する枠組、支援活動の実施が不可欠といえ、社会的弱者に対する支援の強化、地域コミュニティ再生に繋がる拠点づくりを通じて生活水準の維持等の金銭的課題への支援、悩みを共有できる仲間作り等の精神的課題への支援に取り組むことが求められている。	
(2)物価高騰及び子育て対応支援枠の助成申請に至った理由 ※資金分配団体入力項目	197/200字
物価高騰の進展により子どもの貧困を始め、社会的弱者の数は増加が見込まれる。物価高騰の先行きが不透明な状況において、生活環境は一層厳しい状況が続くと予測され、支援の緊急性は高く、単年度で施設整備と並行してネットワークづくり等を行いハードとソフト両面から支援体制の構築を目指す。緊急性、変化する社会情勢への柔軟な対応及び事業実施にかかる効果の検証を鑑み事業実施期間1年、緊急支援枠で取組みするもの。	

IV.事業設計

(1)短期アウトカム	100	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標	100	把握方法	100	目標値/目標状態	100	目標達成時期	100字
施設の認知度向上により、孫・子育て家庭、一人親家庭での施設利用が増加、心的不安軽減・生活環境の改善に繋がっている			・ 定期的なイベント、ワークショップ開催回数及び参加人数 ・ 利用者の満足度		・ イベント等の開催回数及び参加者のカウント ・ 利用者へのアンケート調査		・ 開催回数 6回/年 イベント等の参加者のべ人数60人 ・ 利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前向きな意見が80%以上得られる		2029年3月	

施設の利用等による繋がりを通じて、ヤングケアラーの心理的不安の軽減に繋がっている。		・施設での定期的なイベント、ワークショップ開催回数 ・相談窓口・ツールの拡充（LINE、電話等） ・オンライン交流イベントの開催 ・利用者の満足度	・施設でのイベント等の開催回数 ・相談ツールのカウント ・オンライン交流イベントの開催回数 ・利用者へのアンケート調査	・施設でのイベント開催回数 6回/年 ・相談ツール 5種類 ・オンライン交流イベント開催回数 2回/年 ・利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前向きな意見が80%以上得られる	2029年3月
施設が障がい者本人や、その家族に周知されており、就労相談、コミュニティ作り支援、社会進出のきっかけができる場所として周知される		・定期的なイベント、ワークショップ開催回数及び参加人数 ・就労相談等の受付件数 ・利用者の満足度	・イベント等の開催回数及び参加者のカウント ・就労相談等の受付件数のカウント ・利用者へのアンケート調査	・開催回数 6回/年 - イベント等の参加者のべ人数60名 ・就労相談等の受付件数 ・利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前向きな意見が80%以上得られる	2029年3月
施設の利用等の繋がりを通じて、困難を抱える子どもや、居場所を見いだせない若者が同じ境遇の人や第三者等と接することで、生活環境の改善に繋がる		・定期的なイベント、ワークショップ開催回数と参加人数 ・利用者数 ・利用者の満足度	・イベント等の開催回数及び参加者のカウント ・利用者数のカウント ・利用者へのアンケート調査	・開催回数 6回/年 - イベント等の参加者のべ人数60人 ・利用者数の増加割合 ・利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前向きな意見が80%以上得られる	2029年3月

子ども食堂の開催等を通じて、貧困家庭が支援を受けられ、生活環境の改善に繋がる		・子ども食堂の開催回数と参加人数 ・定期的なイベント、ワークショップ開催回数と参加人数 ・利用者の満足度	・子ども食堂開催回数及び参加者のカウント ・イベント等の開催回数及び参加者のカウント ・利用者へのアンケート調査	・子ども食堂の開催 12回/年 - 参加者増加割合 ・開催回数 1回/年 - イベント等の参加者のべ人数60人 ・利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前向きな意見が80%以上得られる	2029年3月
虐待を受けている子どもの心の逃げ場がで き、生活相談等の支援を受けることで、自己 肯定感の向上を図ることができる		・定期的な学習機会、イベント、ワーク ショップ開催回数と参加人数 ・相談窓口・ツールの拡充（LINE、電 話等） ・利用者の満足度	・イベント等の開催回数 及び参加者数と、参加者 へのヒアリング ・相談ツールのカウント ・利用者へのアンケート 調査	・開催回数 6回/年 - 参加者のべ人数60人 ・相談ツール 5種類 ・利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前 向きな意見が80%以上得 られる	2029年3月
専門スタッフのメンタルを維持しつつ、必要 数のスタッフ雇用が継続的に実施されている		・自分に合った職場だと認識しているス タッフの割合 ・ストレス度チェックの実施 ・離職率の低下	・スタッフへのアンケー ト調査 ・ストレス度チェックの 実施 1回/年 ・離職者数のカウント	・自分に合った職場だと 認識しているスタッフの割 合が80%以上ある ・ストレス度チェック結 果「問題なし」の割合が 80%以上ある ・離職率10%以下	2029年3月
自走のための継続的な支援に加え、行政への シフトを視野に入れた支援が継続されている		・希望に合った解決策や支援方法が見つ けられた利用者の割合	・利用者へのアンケート 調査	・満足度が80%以上得ら れる	2029年3月

地域コミュニティ内における空き家・空き店舗の活用により、施設の老朽化や治安悪化等のリスクが軽減でき、地域住民が住みやすい街になる		・地域住民の満足度	・地域住民へのアンケート調査	・地域住民の安心感が見られ、アンケート調査で前向きな意見が80%以上得られる	2029年3月
--	--	-----------	----------------	--	---------

(2)-1アウトプット：資金支援 ※資金分00字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
利用者目線、継続支援体制、行政との連携体制による、これまでにない新しい形の「心の拠り所」を開設する		・事業所開設数	・開設数のカウント	・6～8事業所開設／年	2025年9月
新たな拠点、リノベーションした既存の拠点を、利用者のニーズに応じた設備を備え、訪れやすい環境が整えられた「心の拠り所」にする		・利用説明会実施 ・利用者の評価	・利用説明会開催数のカウント ・利用者へのアンケート調査	・利用説明会 2回/月 ・利用者の満足度が図られ、アンケート調査で前向きな意見が60%以上得られる	2025年4月～2026年2月
「心の拠り所」で支援を行うため、専門家によるスタッフの育成、メンタル管理を行う。またスタッフの離職予防も行う		・スタッフへの研修回数 ・スタッフの評価	・スタッフへの研修開催数のカウント ・スタッフへのアンケート調査	・研修回数：2回 ・スタッフへのアンケート調査で「問題なし」の割合が90%以上得られる	2025年4月～2026年2月

「心の拠り所」の存在を認知してもらうため、オープンイベント開催や、日々の活動をSNSに配信することで、関係者や地域住民への周知を行う		・オープンイベント参加人数 ・チラシの配布先数 ・地域住民の参加人数 ・SNSでの配信数（日々の活動）	・オープンイベント参加者のカウント ・チラシの配布先数のカウント ・地域住民の参加のカウント ・SNS配信数（日々の活動）のカウント	・オープンイベント参加者数：30人 ・チラシの配布先：100先 ・地域住民の参加率：全体の10% ・SNS配信数（日々の活動）：8回/月	2025年4月～2026年2月
「心の拠り所」で社会的弱者のための活動を行い、課題を抱えている、虐待を受けた子ども、貧困家庭の子ども、困難を抱える子ども、ヤングケアラー、居場所を見いだせない若者たちに、居場所を提供する		・子ども食堂の開催数、参加人数 ・相談受付回数、利用者数 ・ワークショップ、学習支援、交流イベントの開催数、参加人数	・子ども食堂の開催数、参加者のカウント ・相談窓口の受付数、利用者数のカウント ・ワークショップ、学習支援、交流イベントの開催数、参加者のカウント	・子ども食堂の開催数：1回/月 - 参加者数：30人/回 ・相談窓口の受付数：月5回 - 利用者数：5人/月 ・ワークショップ、学習支援、交流イベントの開催数 6回/年、参加者のべ人数30人	2025年9月～2026年2月
「心の拠り所」で社会的弱者支援のための活動を行い、課題を抱えている、孫子育て家庭、一人親家庭、障がい者、日常の生活に困難が生じている人たちに、居場所を提供する		・ワークショップ開催数、参加人数 ・相談受付回数、利用者数 ・交流イベントの開催数、参加人数	・ワークショップ開催数、参加者のカウント ・相談窓口の受付数、利用者数のカウント ・交流イベントの開催数、参加者のカウント	・ワークショップ開催数：1回/月 - 参加者数：20人/回 ・相談窓口の受付数：月4回 - 利用者数：5人/月 ・交流イベントの開催数：1回/月 - 参加者数：30人/月	2025年9月～2026年2月

(2)-2アウトプット：非資金的支援 ※資00字	モニタリング	実施・到達状況の目安とする指標 100字	把握方法 100字	目標値/目標状態 100字	目標達成時期 100字
「心の拠り所」の地域住民、関係者、実行団体との交流の支援		・交流会開催数 ・交流会参加人数 ・交流会内容の評価	・交流のための交流会開催数のカウント ・交流会参加者数のカウント ・交流会参加者へのアンケート調査	・交流会開催：1回 ・交流会参加者数：10人以上 ・アンケート調査で前向きな意見が60%以上得られる	2025年9月～2026年1月
本事業の実行団体の連携作りを支援		・情報交換会への参加者数 ・情報交換会の評価	・情報交換会参加者のカウント ・情報交換会参加者へのアンケート調査	・情報交換会参加者数：30人以上 ・アンケート調査で前向きな意見が60%以上得られる	2025年12月
実行団体スタッフの知見を高めるための、有識者を交えた勉強会の支援		・スタッフの参加者数 ・スタッフの評価	・スタッフ参加者のカウント ・スタッフへのアンケート調査	・参加者数：実行団体スタッフの60%以上 ・アンケート調査で前向きな意見が60%以上得られる	各実行団体1回開催 2025年4月～2025年11月
実行地域の人々や関係者に本事業を活動を周知するため、マスコミや関係者等呼び込む。		・参加マスコミ社数 ・掲載記事数 ・報告会への参加者数	・参加マスコミ社数のカウント ・掲載記事数のカウント ・報告会参加者のカウント	・参加マスコミ社数：3社 ・掲載記事数：3つ ・報告会参加者数：30人	2026年3月

支援の継続に向けた現場関係者とつながる		・関係者会議の開催数 ・関係者会議への参加人数 ・関係者会議の評価	・関係者会議の開催数のカウント ・関係者会議への参加人数のカウント ・関係者へのアンケート調査	・開催数：1回/団体 ・参加人数：30人 ・アンケート調査で、前向きな取り組みの意見が60%以上ある	2026年2月
---------------------	--	---	---	--	---------

(3)-1活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
社会的弱者のための金銭的・精神的な支援を行う居場所（心の拠り所）づくり、または既存の居場所のリノベーションを行い、諸課題の解決に必要な備品、什器の購入、設置を行う。	2025年4月～9月	82/200字
社会的弱者の諸課題、それぞれに向き合い、寄り添うことができる専門スタッフの雇用、育成を行う。	2025年4月～9月	47/200字
諸課題に寄り添い支援するため、技術、知識、メンタル面についてスタッフの研修等を行う。また、諸課題を適切な支援先につなぐことができるよう、情報収集、支援先とのつながりを持つ。	2025年4月～継続実施	89/200字
「心の拠り所」のオープンイベントを開催し、誰でも訪れることができることを認識してもらう。また、地域住民等にも施設見学をしてもらい、関心を持ってもらう。	2025年9月	75/200字
「心の拠り所」利用促進のため、チラシ、SNS、ニュースリリース等を利用した告知・PRを行う。施設の見学は随時受け入れ、見学と限らず施設へ足を踏み入れてもらう。口コミによるPRも推進する。	2025年4月～継続実施	93/200字
地域コミュニティとの交流イベントを開催する。地域住民等とつながりを持つために、地元のお祭り、町内での行事等に協力し、積極的に参加する。	2025年10月	69/200字

「心の拠り所」で子ども食堂、親子のワークショップ、相談受付、学習支援等、諸課題別の意見交流会等を開催し、社会的弱者の生活の安定、安心できる居場所の提供を行う。また、利用者と支援者の情報交換により必要性があれば、課題解決を行う支援機関につなぐ。	2025年9月～随時	121/200字
---	------------	----------

(3) -2活動：非資金的支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
地域・近隣住民との交流の場を設け、コミュニケーションをとる機会を提供する	2025年9月～2026年1月	36/200字
実行団体同士の情報交換会の開催を1回行う。	2025年12月	21/200字
諸課題を解決するにあたっての、活動に関する有識者へのヒアリングを実施し、知見を高める。（各実行団体1回開催）	2025年4月～2025年11月	54/200字
報告会・記者発表の開催を行い、活動を広く周知する。	2026年3月	25/200字
支援継続ための現場関係者会議を開催する。	2026年2月	20/200字

V.実行団体の募集 ※資金分配団体入力項目

(1)採択予定実行団体数	6～8団体
(2)1 実行団体当たり助成金額	500万円～3,000万円 事業内容は、リノベーション工事（最大3,000万円）または既存施設の充実（500万円～）を計画しており、助成額に幅を持たせています。

(3)案件発掘の工夫	・ HP、SNS、チラシ等での周知 ・ 日ごろの業務から連携、支援をすでに行っている団体への個別訪問を行う。 ・ 岐阜県、愛知県の間支援組織を介して、本事業で目指す活動を行っている団体の紹介。
(4)予定する審査方法 (審査スケジュール、 審査構成、留意点 等)	2024年10月上旬：公募準備 2024年10月中旬：公募説明会 2 会場開催 2024年10月下旬～12月中旬：公募期間 2024年12月中旬～2025年1月下旬：書類審査 2025年1月下旬：実行団体選考会開催 2025年3月中旬：実行団体合同記者発表開催

VI.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	【東濃信用金庫】 合計 7 名（プログラムオフィサー兼任 3 名）で進捗管理及び事業実施を行う ・ 事業統括 1 名 ・ 管理専任者 1 名（プログラムオフィサー兼任） ・ 管理補助者 1 名 ・ 庶務専任者 2 名（プログラムオフィサー兼任） ・ 庶務補助者 2 名 【NPO 法人可児市 NPO 協会】 合計 4 名（プログラムオフィサー兼任 2 名・専任 1 名）で進捗管理及び事業実施を行う ・ 庶務専任者 3 名（プログラムオフィサー兼任 2 名） ・ プログラムオフィサー専任 1 名 【全体統括】 事業責任者 団体代表者各 1 名 合計 2 名 【公募・選定】 東濃信用金庫 4 名 可児市 NPO 協会 2 名 選考委員 6 名（外部有識者） 【団体伴走】 東濃信用金庫 3 名 可児市 NPO 協会 3 名 【資金管理】 東濃信用金庫 5 名 外部会計事務所監査 1 名 【広報】 東濃信用金庫 2 名 可児市 NPO 協会 1 名 【報告会開催】 東濃信用金庫 7 名 可児市 NPO 協会 2 名
---------------------------	--

(2)他団体との連携体制	・ 伴走型支援の経験が豊富である、N P O 法人ぎふN P O センター等の中間支援組織と連携を図る ・ 継続支援やシフト変換を視野に入れた行政との連携強化を図る ・ 市民ボランティア団体、NPO法人、社会貢献活動に積極的な民間企業との定期交流の実施
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	東濃信用金庫は「コンプライアンス憲章」を制定し、役職員一人ひとりが常に意識し業務を行っている。不正行為、利益相反に関してはコンプライアンス委員会が管理体制を常に検証、見直し、研修を行い、職員一人ひとりに周知を行っている。職員は常に社会的使命と公共性を自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行につとめている。併せて、相互牽制、外部弁護士等への相談窓口を設けるなど、不正行為の未然防止、早期発見を講じている。また、金庫組織には、ガバナンス体制の不祥事件等に関する担当部と業務監査部門として監査部を置き、常勤及び非常勤の監事による内部統制を構築している。 本事業におけるコンソーシアムのコンプライアンス及びガバナンス体制は、幹事団体である東濃信用金庫が中心となり、前述記載の体制をNPO法人可児市NPO協会と連携するほか、税理士事務所による外部監査の実施、実行団体とのコミュニケーションを密に行い、不正行為等の未然防止並びに相互牽制の機能強化を図り、本事業におけるコンプライアンス及びガバナンス体制を構築する。

VII.関連する主な実績

(1)休眠預金以外の助成・補助金活用の有無			
①物価高騰及び子育て対応支援枠			
本申請事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む)	なし	ありの場合 その詳細	
本申請事業について、国又は地方公共団体から補助金又は貸付金（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない。	受領なし	※ありの場合、選定の対象外となります（公募要領：助成方針参照）	
本申請事業以外の事業について、助成金や寄付等を受け助成金等を分配している(予定も含む) ※資金分配団体入力項目	なし	ありの場合 その詳細	

②-1その他、助成金等の分配の実績 ※資金分配団体入力項目			
【東濃信用金庫】			
・東濃信用金庫では、公益財団法人とうしん地域振興協力基金を1990年に立ち上げ、岐阜県下において、地方公共団体並びに公共的団体が主催、又は後援・協賛する事業活動で、地方公共団体から推薦された事業団体の事業活動に要する経費の一部に、助成金を交付している。助成の対象とする事業活動は、地域活性化のための地域の産業の振興、社会福祉の向上、生活環境の整備、社会文化活動等、公益的な事業活動とする。これまで1,000の団体に340,137千円を助成した。 直近3年の実績 2023年度 35団体 5,483千円 2022年度 35団体 5,244千円 2021年度 27団体 5,234千円			
【NPO法人可児市NPO協会】 可児市の「可児まちづくり活動助成事業」を受託し、募集・審査会・伴走支援・報告等の支援を2008年より行っている。総額は年度あたり100万円～180万円。			
②-2前年度に助成した団体数 ※資金分配団体入力項目	36	②-3前年度の助成総額 ※資金分配団体入力項目	5, 9 8 3 千円

(2)-1事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等 ※資金分配団体入力項目

【東濃信用金庫】

- ・2019年3月、商店街活性化支援事業として、公益財団法人日本財団が薦める「わがまち基金」の採択を受け、ながせ商店街（岐阜県多治見市本町）に空き店舗を活用した核となる施設「ヒラクビル」をオープンさせた。このビルのオープンにより、商店街への人の流れを呼んだほか、出店者希望者の問合せの増加に繋がった。
- ・同年9月には、まちなか活性化支援事業に投資する「多治見まちづくりファンド」を創設し、空きビルを活用した地元陶磁器産業と未来に向け人とモノが交わる場「新町ビル」をオープンさせた。
- ・2023年4月には、第2号案件として空き家を活用した『土』をコンセプトにした複合施設「THE GROUND MINO」をオープンさせている。
- ・営業エリア内の中間支援団体と連携をとり、N P O 団体、市民団体の伴走支援を行っている。ここ5年間で、N P O 法人の登記支援は5件、運営相談、資金調達相談等の受付は330件となる。

【N P O 法人可児市N P O 協会】

- ・2006年から市の指定管理者として「可児市市民公益活動センター」の管理運営を受託。市民活動、地域自治組織等の活動相談やプロボノと活動とのマッチング等を行い、現在まで継続している。
- ・2018年から「可児市子育て健康プラザ」において市民支援室の管理運営を受託。子育て相談・利用者支援事業を行い、現在まで継続している。
- ・上記2拠点の連携を行いながら、地域資源の発掘、連携、ネットワーク構築などを行っている。

(2)-2事業に関連する調査研究、連携の実績 ※実行団体入力項目

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2026/03/31	
資金分配団体	事業名	社会的弱者のための居場所「心の拠り所」開設・運営事業	
	団体名	東濃信用金庫 特定非営利活動法人可児市NPO協会	

	合計	
事業費		161,403,935
実行団体への助成		144,000,000
管理的経費		17,403,935
プログラムオフィサー関連経費		5,271,040
合計		166,674,975

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	合計
事業費 (A)	77,396,485	84,007,450	161,403,935
実行団体への助成	72,000,000	72,000,000	144,000,000
—			
管理的経費	5,396,485	12,007,450	17,403,935

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2024年度	2025年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	0	5,271,040	5,271,040
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,632,720	4,632,720
その他経費	0	638,320	638,320

3. 合計 [円]

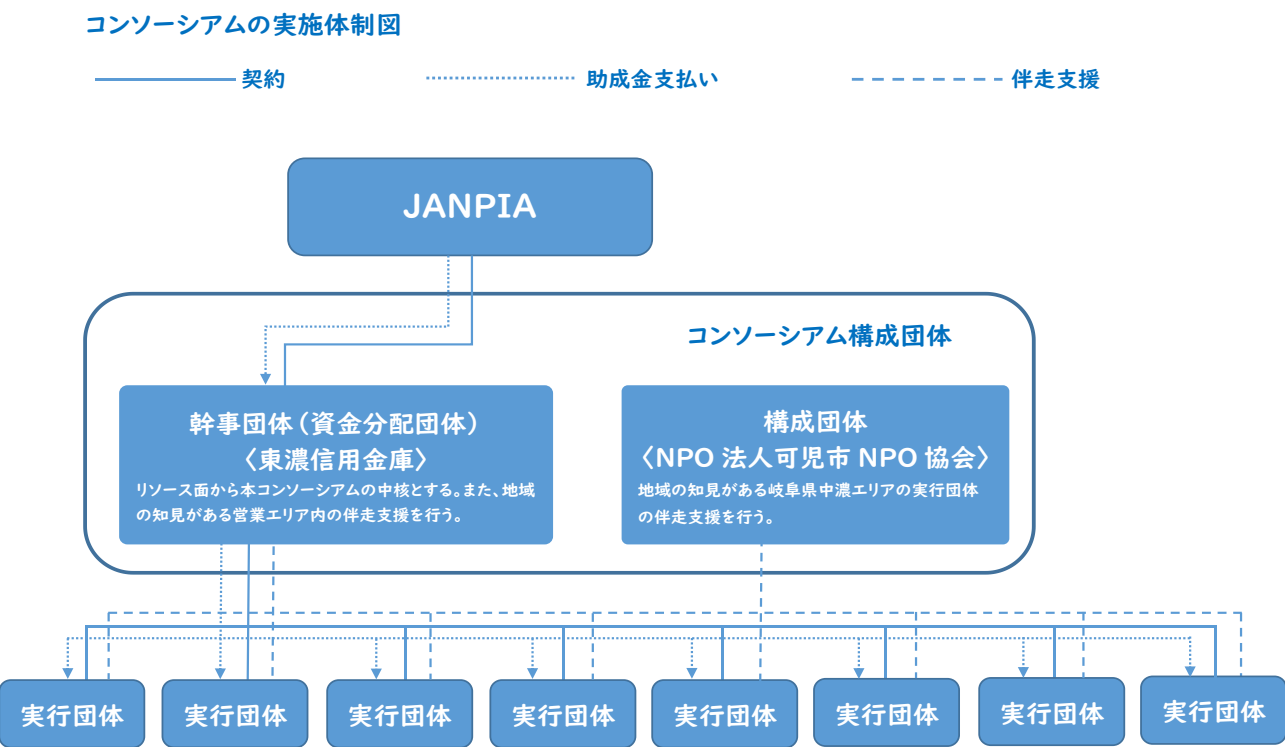
	2024年度	2025年度	合計
助成金計(A+C)	77,396,485	89,278,490	166,674,975

コンソーシアムの実施体制表

1. コンソーシアムを組成する目的

「地元と共にあり、共に栄える」を経営理念とする東濃信用金庫は、地域金融機関として、地元企業をはじめ、自治体、商工会議所等地域のネットワークを有することに加え、NPO団体等と協働、繋がりを持つ組織であることから、幹事団体となり中核機能を持たせる。構成団体である、NPO法人可児市NPO協会は、民間公益活動を支援する中間支援組織であり、実績も豊富である。両団体が連携し、ネットワーク、知見、支援ノウハウ等を共有し、支援効果を高める。

2. コンソーシアムの体制図



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格		団体種別	信用金庫	資金分配団体/活動支援団体
団体名			東濃信用金庫	
郵便番号			507-8702	
都道府県			岐阜県	
市区町村			多治見市	
番地等			本町2丁目5番地の1	
電話番号			0572-25-1152	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://www.shinkin.co.jp/tono/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/tono_shinkin/	
			https://www.facebook.com/toshin.bank/	
設立年月日			1979/04/01	
法人格取得年月日			1979/04/01	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カチ ヤスユキ
	氏名	加知 康之
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	イトウ ミツアキ
	氏名	伊藤 光昭
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	25
理事・取締役数 [人]	21
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	4
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	907
常勤職員・従業員数 [人]	776
有給 [人]	776
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	131
有給 [人]	131
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	9,271
団体正会員 [団体数]	9,271
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	99,304
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	99,304
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	認証機関：株式会社日本格付研究所（J C R） 認証制度：長期発行体格付「A－」（債務履行の確実性は高い）を取得 取得年度：令和6年6月

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	36
申請前年度の助成総額 [円]	5,983,000
助成した事業の実績内容	【社会福祉の向上、生活環境の整備等、地域活性化のための助成】 16市町村 35団体 多治見市 「未来を切り拓く育成事業Ⅰ」他5事業 900千円 土岐市 「鶴里ホテルの里づくり計画と『鶴里ホテルまつり』の開催」他3事業 553千円 瑞浪市 「瑞浪ポーノパークP R事業」他1事業 450千円 可児市 「可児市歴史と文化の森周辺環境整備活動」他5事業 1,460千円 美濃加茂市 「令和5年度みのかも市民まつり」他1事業 400千円 八百津町 「社会福祉の向上事業（学校給食共同調理場調理用具備品購入）」他1事業 300千円 御嵩町 「上之郷保育園園内環境向上事業」 300千円 川辺町 「こども園屋外活動用テント更新事業」 120千円 各務原市 「オンライン寺子屋事業」 200千円 恵那市 「恵那の里次米みのりまつり事業」他1事業 150千円 中津川市 「小学校運営事業（A E D設置）」 150千円 白川町 「茶業振興対策事業（給茶機購入）」 100千円 坂祝町 「さかほぎ町民まつり」 100千円 富加町 「絵本ライブ2023」 100千円 東白川村 「つちのこフェスタ2023」 他2事業 100千円 七宗町 「町民運動場施設管理事業」 100千円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名			可児市NPO協会	
郵便番号			509-0214	
都道府県			岐阜県	
市区町村			可児市	
番地等			広見一丁目5番地	
電話番号			0574－60－1222	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	http://kani-npo.gr.jp/ 指定管理を受託している施設のwebサイト	
		その他のWEBサイト (SNS等)	可児市NPO協会としてのwebサイトは現在修正中	
			https://siminsiensitu.hatenadiary.com/ 委託業務受託	
			https://www.instagram.com/stories/siminsiensitu/	
		https://www.instagram.com/meets.kani_npo/		
設立年月日			平成14年6月	
法人格取得年月日			2006/05/17	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマグチ ユミコ
	氏名	山口 由美子
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	11
常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
事務局体制の備考	税理士に毎月の会計監査と決算を業務委託している 田島宏美税理士（田島会計事務所）

(5)会員

団体会員数 [団体数]	32
団体正会員 [団体数]	24
団体その他会員 [団体数]	8
個人会員・ボランティア数	51
ボランティア人数(前年度実績) [人]	40
個人正会員 [人]	11
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	9
申請前年度の助成総額 [円]	1,300,000
助成した事業の実績内容	居場所づくり、地域活性化、コミュニティナース、地域交通、多文化強制、地域コミュニティ等を行う団体の伴走支援 ※市が行う助成事業の事務局として伴走支援、会計チェック等を行っており、実際の助成金の分配は市が行っている。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	平成21年 めい子育て支援助成基金助成事業（岐阜県社会福祉協議会） 「子育てネットワーク構築事業」 平成22年 シンポジウム助成事業（財団法人自治総合センター）「子育てを孤育てにしないために」 平成23年 子育て支援者向け研修事業（財団法人子ども未来財団）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

〔各欄の入力方法と注意点〕

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

番号	入力確認欄	氏名か	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	かち やすき	加知 康之						東濃信用金庫				
2	OK	いとう みつあき	伊藤 光昭						東濃信用金庫				
3	OK	よしむら たけや	吉村 卓也						東濃信用金庫				
4	OK	つちや ひろよし	土屋 博義						東濃信用金庫				
5	check!												

役員名簿

- 記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力セル

任意入力セル

番号	入力確認欄	氏名 ^{カナ}	氏名 ^{漢字}	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ヤマダ ユミコ	山口 由美子						特定非営利活動法人 可児市NPO協会	理事長			
2	OK	カミ マユミ	各務 真弓						特定非営利活動法人 可児市NPO協会	理事			
3	OK	ゴトリ ヨシミ	後藤 佳美						特定非営利活動法人 可児市NPO協会	理事			
4	OK	ゴトリ ヒロミ	五藤 広海						特定非営利活動法人 可児市NPO協会	理事			
5	OK	ヤスタ サキコ	安田 佐紀子						特定非営利活動法人 可児市NPO協会	監事			
6	check!												

規程類確認書

申請団体名	東濃信用金庫
申請事業名	社会的弱者のための居場所「心の拠り所」開設・運営事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☐ いいえ ☒
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL：
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	東濃信用金庫定款	
2	理事会規程	
3	役員報酬規程	
4	給与規定	
5	職務分掌権限規程	
6	コンプライアンス規程	
7	個人情報の保護と利用に関する規程	
8	各種ハラスメントの防止に関する規程	
9	利益相反管理方針	
10	内部通報者保護規程	
11	信用金庫法	第38条(計算書類等作成、備置き及び閲覧等)、第55条(事業年度)、第55条の2(会計帳簿等) 会計処理の原則、決算期 等、第89条1項(銀行法の準用) 情報公開(事業報告、貸借対照表及び損益計算書、総代会の議事録 等)
12	文書管理規程	
13	リスク管理方針	
14	監事監査基準	
15		
16		
17		
18		
19		
20		

規程類確認書

申請団体名	特定非営利活動法人 可児市NPO協会
申請事業名	社会的弱者のための居場所「心の拠り所」開設・運営事業

「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

貴団体は規程類をお持ちですか？		はい ☒ いいえ ☐
「はい」の場合、規程類をHPで公開していますか？		はい ☐ いいえ ☒
HPで公開している場合は規程類掲載ページのURLおよび規程類の名称を記載してください。 ※URLが複数ある場合は、備考欄に記載してください		URL：
No.	規程類の名称 ※「参考：規程類の例」をご参照ください ※入力セルが足りない場合は、追加してください	備考 ※規程類の内容の説明が必要な場合や上記のURL欄だけでは足りない場合等は、備考欄に記載してください
1	定款	社員総会、理事会の構成、運営など 変更のための認証申請の手続き中
2	役員報酬規定	
3	給与規定	
4	倫理規定	
5	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規定	
6	コンプライアンス規定	
7	公益通報者保護に関する規定	
8	情報公開規定	
9	文書管理規定	
10	リスク管理規程	
11	監事監査規程	
12	会計規則	
13	事務局管理規則	
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

定 款

東濃信用金庫

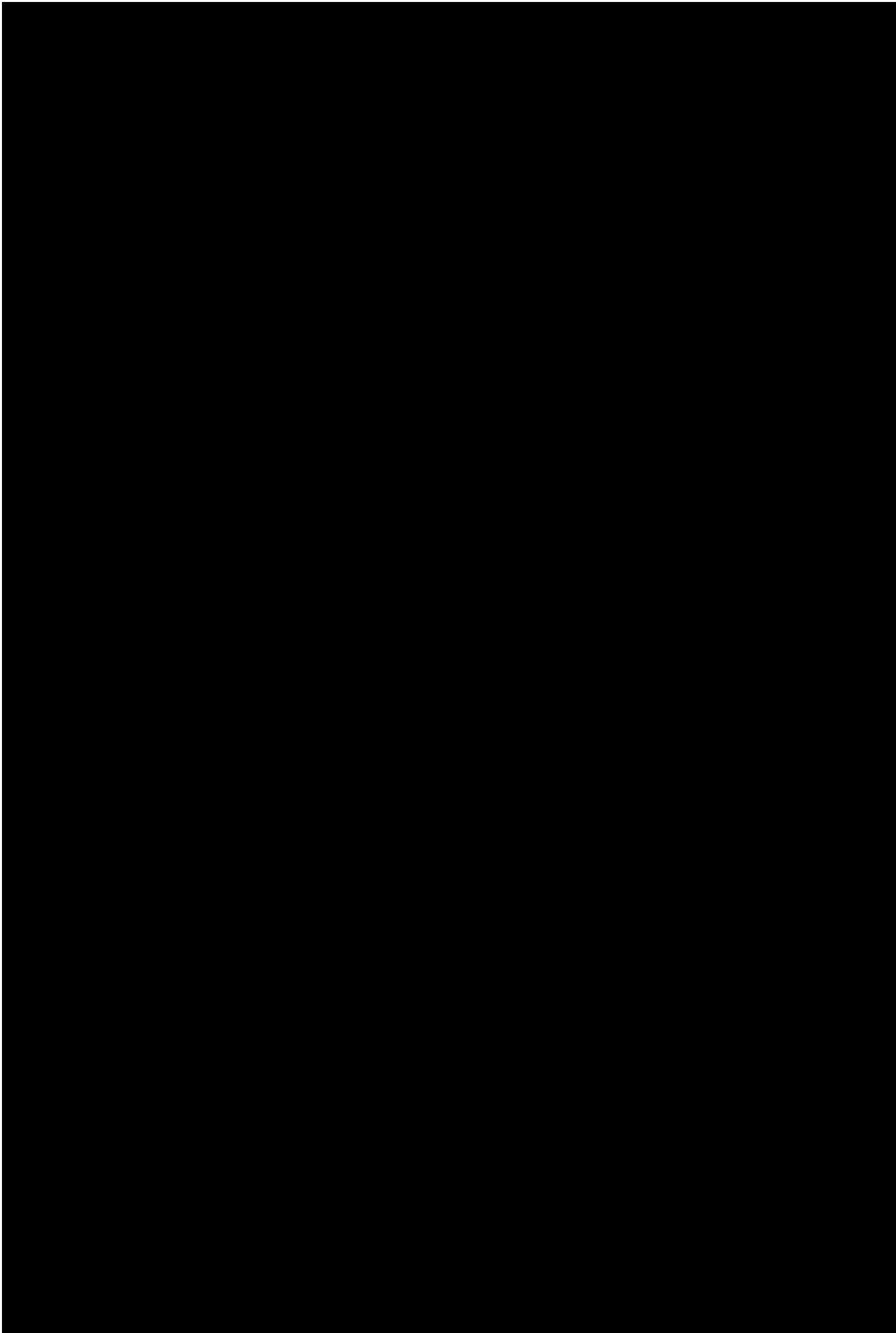
東濃信用金庫定款

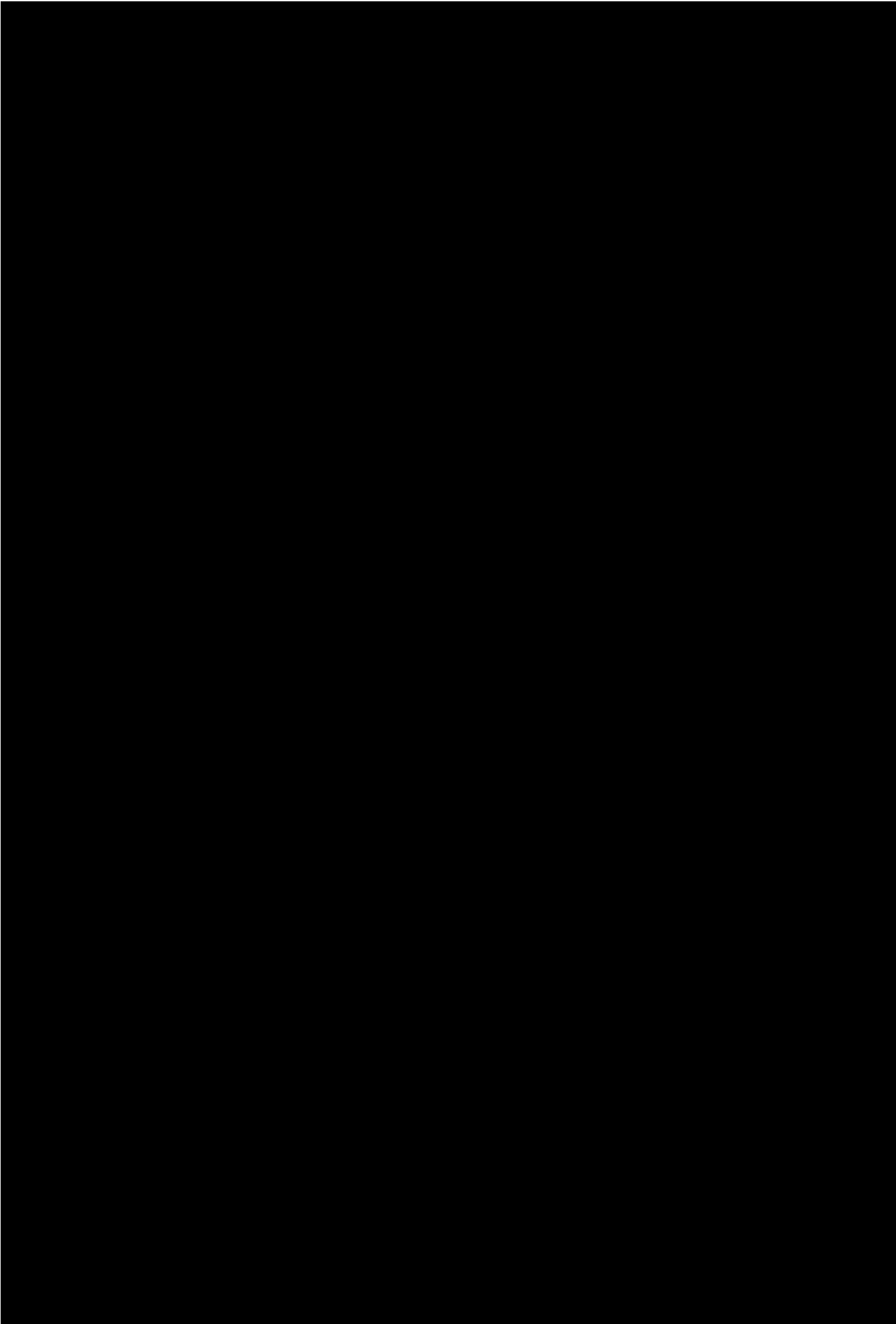
第1章 総 則

第1条 (名 称)

この金庫は東濃信用金庫と称する。

団体からの要請により
「第1章」の「第1条」のみを
公開とした。(JANPIA)





the 1990s, the incidence of *S. flexneri* infections in the United Kingdom has increased, and the incidence of *S. flexneri* infection in the United States has increased in the 1980s and 1990s [10].

There is a paucity of data on the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom. In the 1980s, *S. flexneri* was the second most commonly isolated serotype of *Shigella* from patients with shigellosis in the United Kingdom [11]. In the 1990s, *S. flexneri* was the most commonly isolated serotype of *Shigella* from patients with shigellosis in the United Kingdom [12].

The purpose of this study was to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s. The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

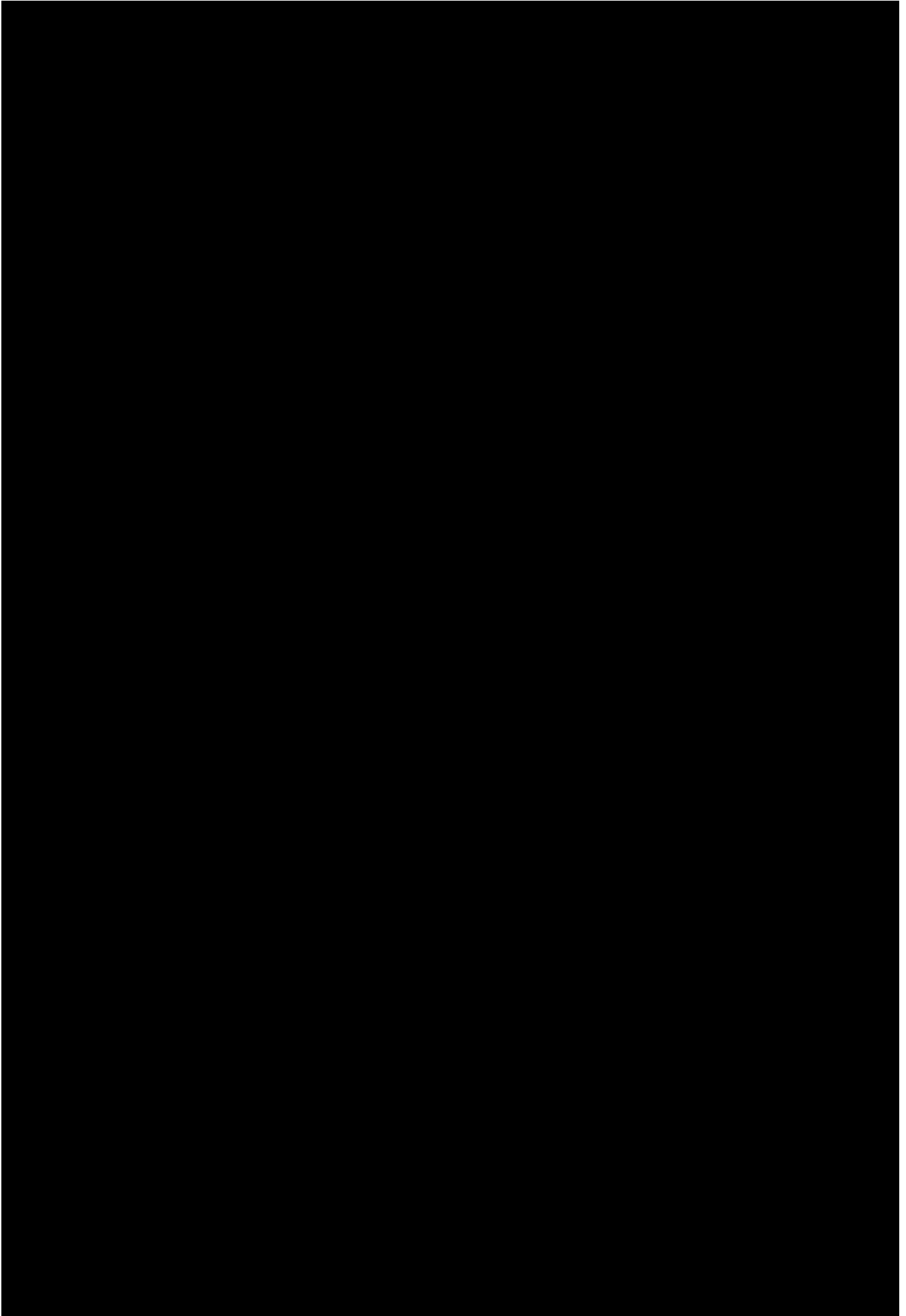
The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

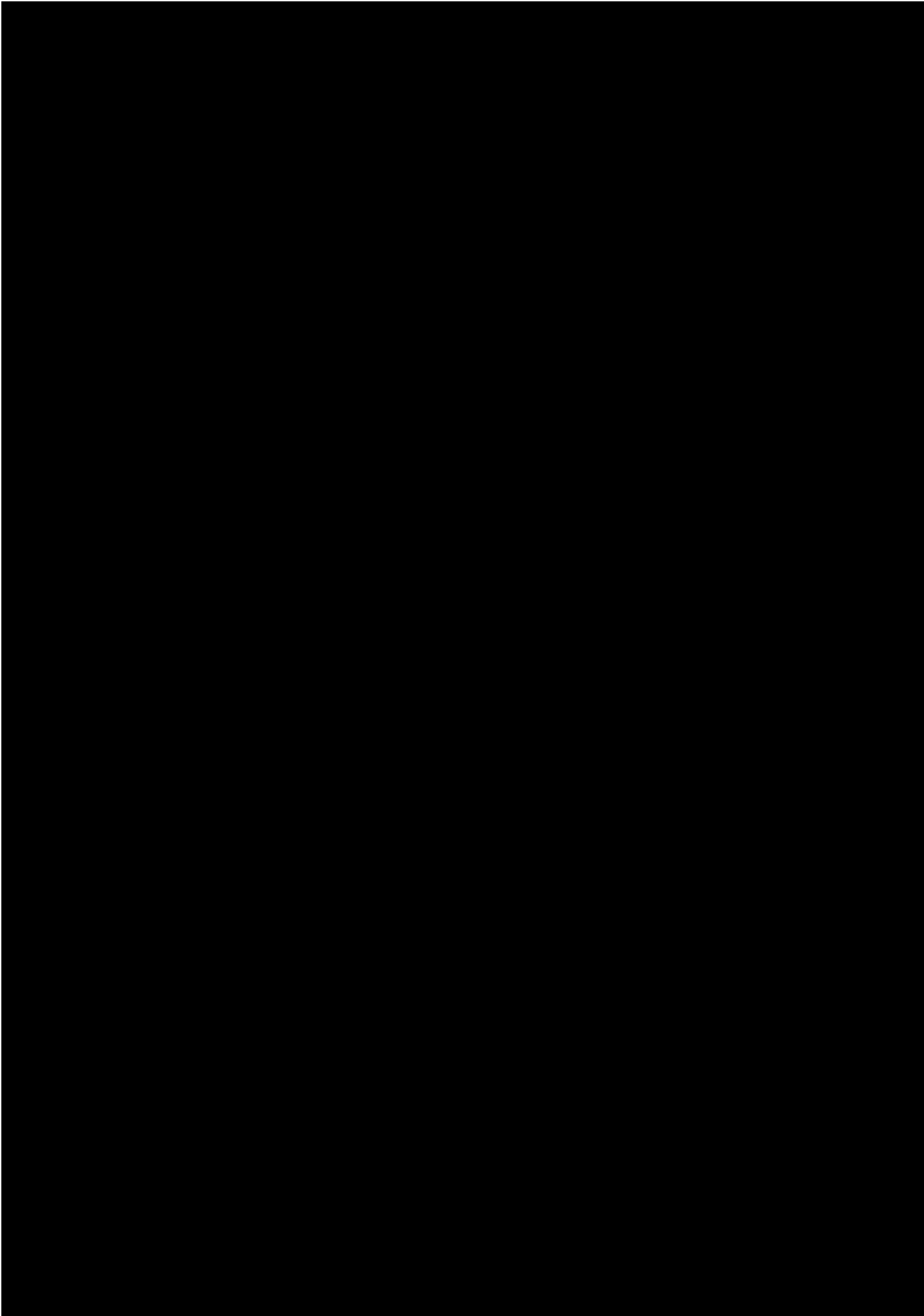
The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

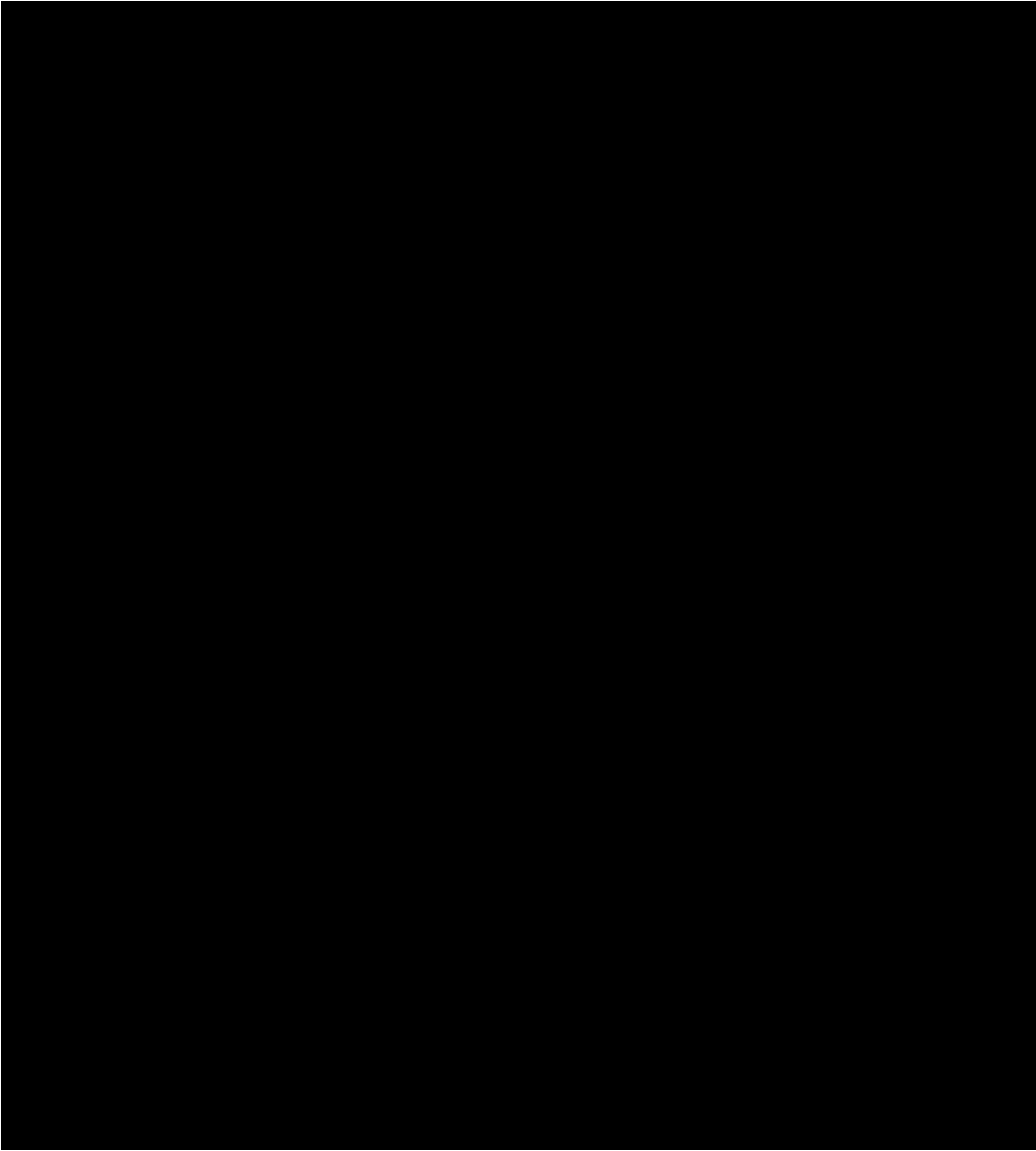
The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.

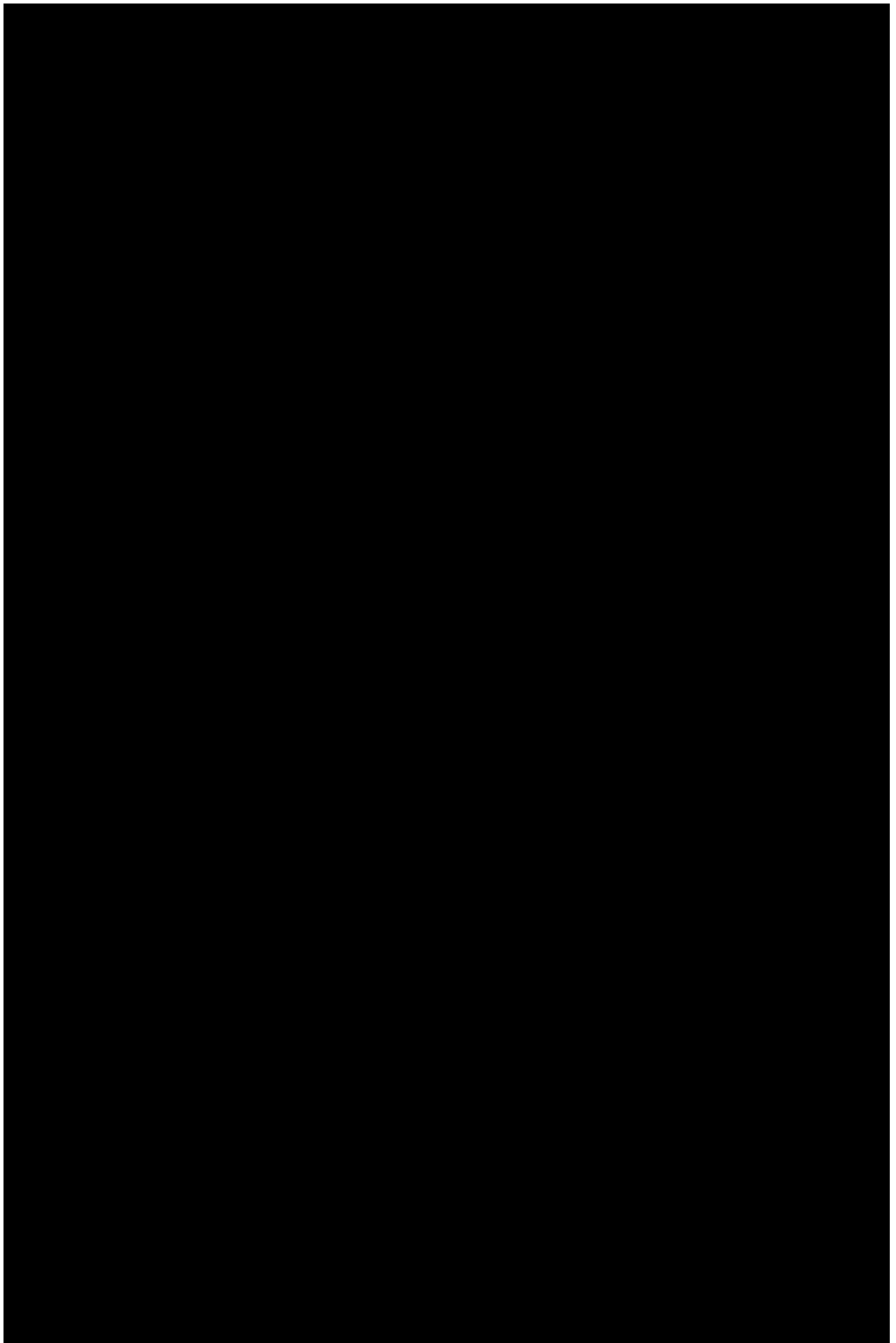
The study was designed to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s, and to determine the incidence of *S. flexneri* infection in the United Kingdom in the 1990s.





[The following text is a dense, continuous block of illegible characters, likely representing a scanned document page. It contains no discernible words or structure.]



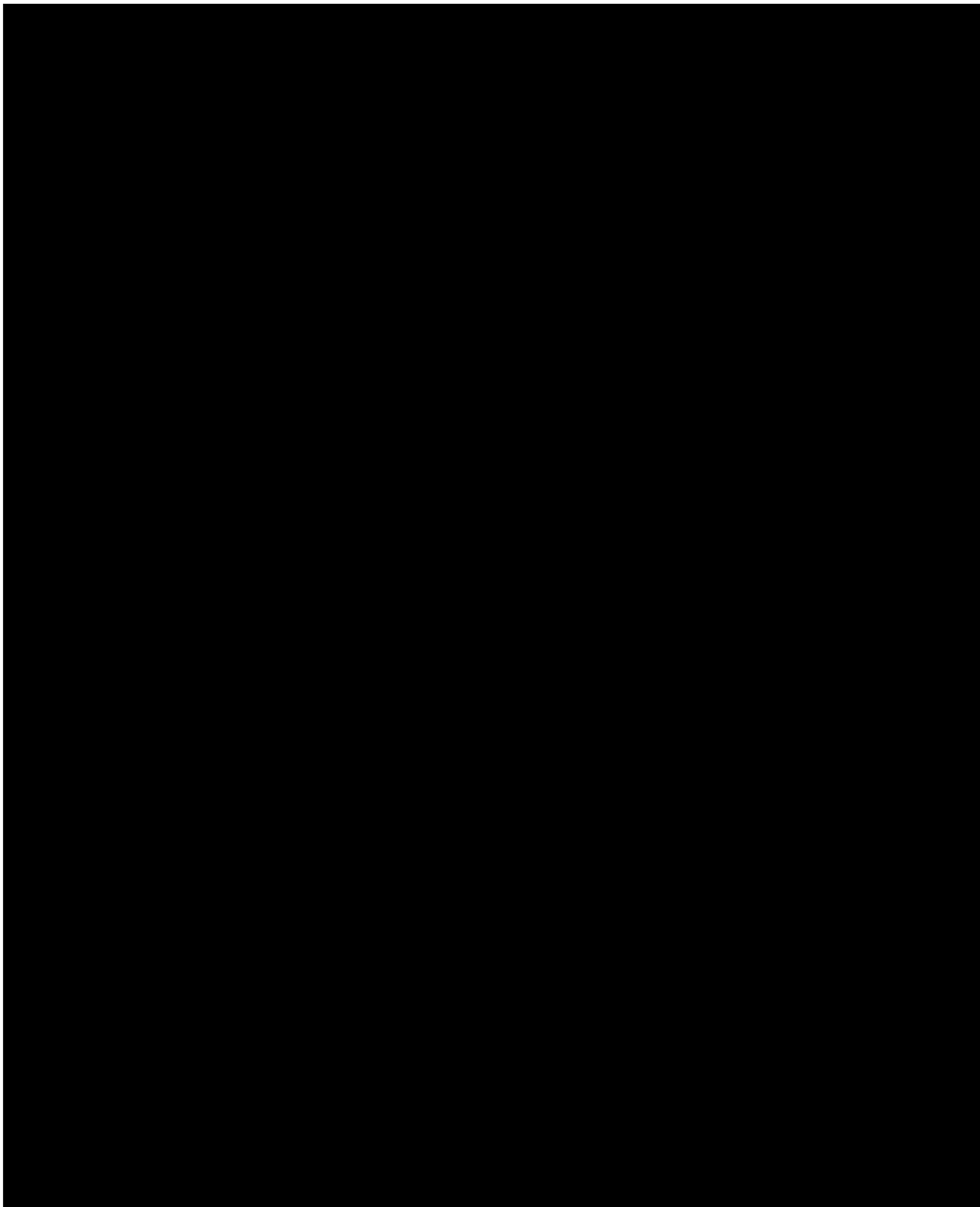


The first part of the paper discusses the importance of the research and the objectives of the study. It then presents a literature review of the existing research on the topic. The second part of the paper describes the methodology used in the study, including the data collection and analysis techniques. The third part of the paper presents the results of the study, and the fourth part discusses the conclusions and implications of the findings.

The study was conducted using a quantitative research design. Data was collected from a sample of 100 participants using a survey questionnaire. The data was then analyzed using statistical software to identify patterns and relationships between the variables.

The results of the study show that there is a significant positive correlation between the variables. This suggests that as one variable increases, the other variable also tends to increase. The findings have important implications for the field of study and may lead to further research in this area.

In conclusion, the study has provided valuable insights into the relationship between the variables. The findings suggest that there is a need for further research to explore this relationship in more detail.



特定非営利活動法人 可児市 NPO 協会定款

第 1 章 総則

（名 称）

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人可児市 NPO 協会という。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜県可児市内に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目 的）

第 3 条 この法人は、可児市を中心とした地域社会で、非営利で市民公益活動を行なう者に対して、運営又は活動に関する連絡、助言及び支援に関する事業等を行い、健全な市民公益活動の支援・振興をはかり、もって地域社会に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 特定非営利活動促進法別表第 1 号から第 16 号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- ① 可児市市民公益活動センターの運営事業
- ② 前条に関わる情報の収集・発信事業
- ③ 前条に関わる企画・運営の支援事業
- ④ 前条に関わる相談・助言事業
- ⑤ 前条に関わる普及・啓発事業
- ⑥ 前条に関わる人材育成・研修事業
- ⑦ 前条に関わる設備・機材の管理事業
- ⑧ そのほか、この法人の目的を達成するために必要な①から⑦までの事業に付帯する事業

第3章 会員

（会員種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人及び団体
- （2）賛助会員 この法人の目的に賛同し、支援する個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 正会員・賛助会員として入会しようとするものは、理事会において別に定める申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき。
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- （3）継続して1年以上会費を滞納したとき。
- （4）除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員抛出金品の不返還)

第 12 条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 15 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2. 理事のうち、理事長 1 人、副理事長 2 人以内、専務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は総会において選任する。

2. 理事は正会員の中から理事会で別に定める選挙規則により選出する。

3. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4. 理事長・副理事長及び専務理事は理事の互選とする。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人

の業務を執行する。

5. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事および理事会の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2. 事務局長は理事会の承認を得て、理事長が任免する。
その他の職員は理事長が任免する。

第5章総会

（種別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務、報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) そのほか運営に関する重要事項

（開催）

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
 3. 議事録及び提出資料は永久保存とする。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

事務局員は理事会に出席し意見を述べることができる。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会費の額
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の開催目的事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
ただし、緊急事項に関してはこれを短縮することができる。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決等）

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項および席上提案された事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等である。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
 3. 議事録および提出書類の保存期間は 10 年とする。

(事務局)

第 40 条 理事会の職務を執行するため事務局を置く。

2. 事務局に関する事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 7 章 諮問機関

(顧問および諮問委員会)

- 第 41 条 理事会は顧問を置くことができる。また、新たな事業を行うために専門家による事業企画案等の検討・審査を必要とする場合には、諮問委員会を設置することができる。
2. 前項の設置要領は理事会において別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入

- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、その年度の終了後 3 ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

- 2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、可児市に譲渡するものとする。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	中 島	幸 雄
副理事長	杉 原	留 子
副理事長	中 田	武 雄
理 事	秋 山	嘉壽子
理 事	千 藤	伸 寿
理 事	奥 田	愼太郎
理 事	山 本	總 二
理 事	加 藤	匡 子
理 事	津 田	秀 代
理 事	寺 井	有 子
理 事	丸 山	悟
理 事	長 尾	智 子
理 事	市 村	直 人
理 事	可 児	敏 郎
理 事	國 枝	のり子
監 事	角	恵 子
監 事	澤 野	進

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 19 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 正会員 入会金 無料 年会費：2,000円

(2) 賛助会員 入会金 無料 年会費：一口 2,000円 (一口以上)

決算の状況

●損益計算書

科 目	第44期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第45期 (2023.4.1～ 2024.3.31)
経 常 収 益	13,599,596	13,634,389
資 金 運 用 収 益	10,387,656	10,514,829
貸 出 金 利 息	6,581,267	6,469,554
預 け 金 利 息	497,422	792,368
有価証券利息配当金	3,190,740	3,134,941
その他の受入利息	118,224	117,965
役 務 取 引 等 収 益	1,604,479	1,585,609
受入為替手数料	676,850	660,313
その他の役務収益	927,628	925,295
そ の 他 業 務 収 益	360,074	227,064
外国為替売買益	27,718	19,688
商品有価証券売買益	—	751
国債等債券売却益	98,501	13,139
国債等債券償還益	58,360	—
その他の業務収益	175,494	193,485
そ の 他 経 常 収 益	1,247,386	1,306,886
償却債権取立益	249,127	63,507
株 式 等 売 却 益	977,521	1,225,001
金銭の信託運用益	20,699	12,896
その他の経常収益	38	5,480
経 常 費 用	11,050,435	11,602,362
資 金 調 達 費 用	121,430	172,220
預 金 利 息	100,159	154,974
給付補填備金繰入額	3,918	2,489
譲渡性預金利息	5,218	5,235
コールマネー利息	—	—
その他の支払利息	12,134	9,520
役 務 取 引 等 費 用	892,217	900,457
支払為替手数料	186,407	179,172
その他の役務費用	705,809	721,284
そ の 他 業 務 費 用	362,097	465,587
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	361,620	457,990
その他の業務費用	477	7,597
経 費	8,688,847	8,504,733
人 件 費	5,522,789	5,427,411
物 件 費	2,807,656	2,730,741
税 金	358,401	346,580
そ の 他 経 常 費 用	985,841	1,559,364
貸倒引当金繰入額	185,033	1,059,877
貸 出 金 償 却	419,821	319,293
株 式 等 売 却 損	—	6,934
株 式 等 償 却	—	—
その他資産償却	3,937	4,450
その他の経常費用	377,049	168,808

(単位：千円)

科 目	第44期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第45期 (2023.4.1～ 2024.3.31)
経 常 利 益	2,549,160	2,032,026
特 別 利 益	4,609	1,330
固 定 資 産 処 分 益	4,609	1,330
特 別 損 失	394,206	115,485
固 定 資 産 処 分 損	240,914	6,917
減 損 損 失	153,292	108,567
税 引 前 当 期 純 利 益	2,159,563	1,917,872
法人税、住民税及び事業税	307,390	763,578
法 人 税 等 調 整 額	345,877	△182,869
法 人 税 等 合 計	653,267	580,709
当 期 純 利 益	1,506,295	1,337,162
繰越金（当期首残高）	356,842	297,438
特定資産の買い替え圧縮積立金取崩額	—	—
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,863,137	1,634,601

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社等との取引による収益総額 36,158千円
子会社等との取引による費用総額 140,820千円
3. 出資1口当たりの当期純利益金額 343円52銭
4. 以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
中 津 川 市 内	営業店舗	事業用不動産1ヵ所	45,722千円
名 古 屋 市 内	営業店舗	事業用不動産1ヵ所	20,965千円
可 児 市 内	営業店舗	事業用不動産1ヵ所	41,879千円
合 計			108,567千円

営業店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グループの最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないところから共用資産としております。営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループ3ヵ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額108,567千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価等に基づき評価しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第44期	第45期
当 期 末 処 分 剩 余 金 (取 崩 前)	1,863,137	1,634,601
利益準備金限度額超過取崩額	12,031	7,818
積 立 金 取 崩 額	—	—
当 期 末 処 分 剩 余 金	1,875,169	1,642,419
剰 余 金 処 分 額	1,577,730	1,377,491
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	年4%の割 77,730	年4%の割 77,491
特 別 積 立 金	1,500,000	1,300,000
繰越金（当期末残高）	297,438	264,927

決算の状況

●貸借対照表

科 目	第44期 (2023年3月末)	第45期 (2024年3月末)
(資産の部)		
現金	7,912,391	8,584,005
預 け 金	320,712,092	302,824,887
買 入 金 銭 債 権	251,752	179,657
金 銭 の 信 託	100,000	100,000
商 品 有 価 証 券	－	－
有 価 証 券	433,098,856	424,740,398
国 債	43,188,884	46,424,082
地 方 債	165,181,676	152,786,284
社 債	142,223,561	143,969,552
株 式	1,485,983	1,958,527
そ の 他 の 証 券	81,018,750	79,601,952
貸 出 金	572,721,415	575,473,826
割 引 手 形	3,704,897	3,505,251
手 形 貸 付	28,065,245	26,408,946
証 書 貸 付	507,911,092	509,480,661
当 座 貸 越	33,040,180	36,078,967
外 国 為 替	64,230	99,884
外 国 他 店 預 け	64,230	99,884
買 入 外 国 為 替	－	－
取 立 外 国 為 替	－	－
そ の 他 資 産	6,964,820	8,903,724
未 決 済 為 替 貸	279,810	490,483
信 金 中 金 出 資 金	4,701,400	6,361,400
未 収 収 益	1,095,597	1,234,094
金 融 派 生 商 品	335	－
そ の 他 の 資 産	887,676	817,746
有 形 固 定 資 産	13,216,408	12,697,655
建 物	6,954,923	6,687,831
土 地	5,015,284	4,906,716
リ ー ス 資 産	171,465	130,074
建 設 仮 勘 定	－	－
その他の有形固定資産	1,074,734	973,032
無 形 固 定 資 産	131,538	327,691
ソ フ ト ウ ェ ア	100,811	297,353
その他の無形固定資産	30,727	30,337
前 払 年 金 費 用	1,175,311	1,326,263
繰 延 税 金 資 産	2,475,117	2,730,977
債 務 保 証 見 返	392,293	350,922
貸 倒 引 当 金	△ 3,309,939	△ 4,248,660
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,437,269)	(△ 3,277,035)
資 産 の 部 合 計	1,355,906,288	1,334,091,232

(単位：千円)

科 目	第44期 (2023年3月末)	第45期 (2024年3月末)
(負債の部)		
預 金 積 金	1,209,788,089	1,223,910,501
当 座 預 金	32,584,324	39,658,339
普 通 預 金	629,064,494	638,811,239
貯 蓄 預 金	4,965,898	4,848,121
通 知 預 金	2,069,833	1,833,721
定 期 預 金	507,217,793	506,949,010
定 期 積 金	25,745,233	24,271,582
そ の 他 の 預 金	8,140,509	7,538,486
譲 渡 性 預 金	4,030,000	4,030,000
借 用 金	58,400,000	21,900,000
借 入 金	58,400,000	21,900,000
コ ー ル マ ネ ー	－	－
外 国 為 替	3,628	－
売 渡 外 国 為 替	3,628	－
未 払 外 国 為 替	－	－
そ の 他 負 債	2,234,614	3,026,559
未 決 済 為 替 借	395,365	738,998
未 払 費 用	406,382	466,936
給 付 補 填 備 金	7,352	4,400
未 払 法 人 税 等	132,477	623,740
前 受 収 益	176,509	153,492
払 戻 未 済 金	27,885	22,058
職 員 預 り 金	535,502	492,548
金 融 派 生 商 品	318	－
リ ー ス 債 務	179,363	138,604
資 産 除 去 債 務	63,456	64,480
そ の 他 の 負 債	310,002	321,299
役 員 賞 与 引 当 金	5,000	5,000
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	63,129	55,720
睡眠預金払戻損失引当金	17,000	30,000
偶 発 損 失 引 当 金	135,209	229,509
繰 延 税 金 負 債	－	－
債 務 保 証	392,293	350,922
負 債 の 部 合 計	1,275,068,964	1,253,538,213
(純資産の部)		
出 資 金	1,952,562	1,944,744
普 通 出 資 金	1,952,562	1,944,744
利 益 剰 余 金	87,276,175	88,535,607
利 益 準 備 金	1,964,594	1,952,562
そ の 他 利 益 剰 余 金	85,311,581	86,583,044
特 別 積 立 金	83,448,443	84,948,443
(うち電算機導入積立金)	(400,000)	(400,000)
(うち特定資産の買い替え圧縮積立金)	(46,586)	(46,586)
当期末処分剰余金	1,863,137	1,634,601
会 員 勘 定 合 計	89,228,738	90,480,351
その他有価証券評価差額金	△ 8,391,413	△ 9,927,331
評価・換算差額等合計	△ 8,391,413	△ 9,927,331
純 資 産 の 部 合 計	80,837,324	80,553,019
負債及び純資産の部合計	1,355,906,288	1,334,091,232

第45期決算の注記事項

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～39年
その他 3年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生、銀行取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という）に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は、3年間または1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて決定した予想損失率により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店・融資部及びリスク統括部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,385百万円であります。

- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）

年金資産の額	1,680,937百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,770,192百万円
差引額	△89,255百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月31日現在）
0.9379%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金145百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見限り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理によっております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。

このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

- 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税の会計処理（「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております）。
- 会計上の見限りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

- 計算書類に計上した金額 貸倒引当金 4,248百万円
- 見限りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①見限りの金額の算出方法

貸倒引当金の算定方法は、注記事項9に記載しております。

②見限りの金額の算出に用いた主要な仮定

- 債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定をしております。
- 正常先債権、その他要注意先債権、要管理先債権、破綻懸念先債権については過去に有していた各々の債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。

③翌年度の計算書類に与える影響

債務者区分の決定及び予想損失率の決定（予想損失率の決定における必要な修正を含む）等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確定であり、外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者及び特定業種の将来の業績への影響が変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 2,287百万円
- 子会社等の株式の総額 4百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 2,717百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 3,752百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 10,313百万円

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,762百万円
危険債権額	34,243百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	613百万円
合計額	37,619百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減

決算の状況

- 免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,505百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 65,032百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 745百万円 |
| 借入金 | 21,900百万円 |
- 上記のほか、為替決済、供託金及び当座貸越契約として、預け金35,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、差入保証金156百万円が含まれております。
27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,190百万円であります。
28. 出資1口当たりの純資産額 20,710円44銭
29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び政策保有目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務及び信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、保証や担保の設定、企業信用格付及び資産自己査定の実施、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、リスク統括部により行われ、また、定期的に貸出金審議会及びリスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理に関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において、方針の決定、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスク統括部においてVaR法や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会及びALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫の為替の変動リスクについては、取引先との外国為替取引から生じるものがほとんどであり、カバー取引を行うなど一定のポジションを超えないように管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、これらの情報は資金運用審議会に定期的に報告されております。

さらにリスク管理の状況については、リスク統括部においてチェックしており、理事会及びリスク管理委員会に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部統制を確立しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」、「預け金」、「貸出金」、「預金」等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間240営業日)により算出しており、分散共分散法にて算出が困難な商品については類似商品を参考にするなど、できる限り計量化しております。なお、当金庫全体の市場リスク量(損失額の推計値)は、令和6年3月31日現在で30,937百万円です。

また、当金庫では、バック・テストングを実施し、VaR算出モデルの有効性を確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は注記を省略しており、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金	302,824	300,772	△ 2,052
(2) 有価証券			
満期保有有価証券	46,671	47,192	521
その他有価証券(*1)	377,011	377,011	—
(3) 貸出金	575,473		
貸倒引当金(*2)	△ 4,246		
	571,227	575,892	4,664
金融資産計	1,297,735	1,300,868	3,133
(1) 預金積金	1,223,910	1,225,447	1,536
(2) 借入金	21,900	21,900	—
金融負債計	1,245,810	1,247,347	1,536
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、発行会社の直近の決算書により適債基準を満たすかどうか判定し、満たす場合は、残存期間に応じた市場金利に信用リスク等を反映させた割引率を利回りとし、単価を算定します。満たさない場合は、リスク統括部資産査定課による格付ランク別貸出条件緩和債権判定上の基準金利を利回りとし、単価を計算しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については31.から33.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。



金融負債

(1) 預金積立

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割引引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物）であり、割引現在価値により算出した価値によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	4
非上場株式(*1)(*2)	91
組合出資金(*3)	962
合 計	1,057

(*1) 子会社・子法人株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(*3) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	12,451	13,219
	地方債	1,549	1,566
	社 債	3,300	3,364
	その他	13,081	13,667
	小 計	30,382	31,818
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—
	地方債	1,666	1,531
	社 債	5,598	5,518
	その他	9,023	8,323
	小 計	16,288	15,374
合 計	46,671	47,192	521

その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,833	1,033
	債 券	62,376	61,661
	国債	630	592
	地方債	33,061	32,717
	社債	28,684	28,350
	その他	13,591	12,181
	小 計	77,801	74,876
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	29	30
	債 券	256,237	267,475
	国債	33,342	36,501
	地方債	116,509	121,760
	社債	106,386	109,213
	その他	42,942	46,697
	小 計	299,209	314,202
合 計	377,011	389,079	△12,068

32. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	66	0	6
債 券	2,785	13	—
国 債	1,583	10	—
地方債	—	—	—
社 債	1,201	2	—
その他	8,998	1,224	—
合 計	11,850	1,238	6

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評

価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はございません。

減損処理については以下の基準により実施しております。

- ・期末日の時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄
すべて減損処理を実施しております。
- ・期末日の時価の簿価に対する下落率が30%以上50%未満の銘柄
発行会社の財務内容、業績の推移を考慮のうえ、当該下落が著しい下落に該当する場合には、時価の回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を実施しております。
- ・期末日の時価の簿価に対する下落率が30%未満の銘柄
債券のうち、発行会社の格付が投資不適格のBB格以下となった場合または業績の悪化や信用リスクの増大が著しいと判断した場合であって、当該下落が著しい下落に該当する場合には、個別銘柄ごとに時価の回復の可能性を判断し、減損処理を実施しております。
- ・市場価格のない株式で発行会社の実質価額の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄
すべて減損処理を実施しております。

34. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	100	—

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,305百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが41,912百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,089百万円
有価証券	32
固定資産減損	359
資産除去債務	21
減価償却費	34
その他有価証券評価差額金	3,328
その他	181
繰延税金資産小計	5,047
評価性引当額	△1,923
繰延税金資産合計	3,124
繰延税金負債	
前払年金費用	366
固定資産圧縮積立額	17
その他	9
繰延税金負債合計	393
繰延税金資産の純額	2,730百万円